

1 公立保育所

		3～5歳児	0～2歳児
保育料		無料	<u>市民税非課税世帯のみ</u> 無料
給食費	無償化前 (令和元年9月30日まで)	主食費:市に支払い 副食費:保育料の一部として市に支払い	保育料の一部として市に支払い
	無償化後 (令和元年10月1日から)	主食費・副食費とも市に支払い 但し、下記3(1)の対象者は副食費の支払い免除	同上(変更なし)
無償化のための手続き		不要	

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、保育所が主催する行事の参加費など)は無償化の対象外です。

1 保育料について

3～5歳児 全員の保育料が無料になります。(保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外)

0～2歳児 市民税非課税世帯に限り保育料が無料になります。
(市民税非課税世帯以外は引き続き保育料が発生します。)
(保育料の算定に関する子どもの人数カウント方法は変わりません。)

2 給食費について

3～5歳児 主食費・副食費ともに宇治市に支払っていただきます。
(主食費は月額1,000円・副食費は月額4,500円です。)
なお【3 3～5歳児の副食費免除制度】の対象者は副食費の支払いが免除されます。

0～2歳児 保育料の一部として宇治市に支払い(変更なし)

3 3～5歳児の副食費免除制度について

(1) 対象者(次のいずれかの条件に該当するもの)

○年収360万円未満相当世帯(A・B・C1階層及びC2階層のうち市民税所得割額の世帯合計57,700円未満の一般世帯又は77,101円未満の一人親世帯)

○同時入所の第3子以降

○年収360万円以上640万円未満相当世帯(C2階層のうち市民税所得割額の世帯合計57,000円以上の一般世帯又は市民税所得割額の世帯合計77,101円以上の一人親世帯又はC3階層の世帯)で保育所に入所している3歳～5歳児が18歳未満の兄弟姉妹の中で第3子以降に該当する場合(宇治市独自制度)

(2) 免除方法

副食費の支払いが免除されます。対象者については個別に通知します。

4 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。